

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の四（略）</p> <p>六の五 一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の七〇六の十三（略）</p> <p>七〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇三十一の二（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (79)（略）</p> <p>(80) N―（四―シアノメチルフェニル）―二―イソプロピル―五―</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六の五〇六の十一（略）</p> <p>七〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇三十一の二（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (79)（略）</p> <p>（新設）</p>

メチルシクロヘキサシカルボキサミド及びこれを含む製剤

(81) |  
| (107) |  
(略)

(四乙) | 四ドデセンニトリル及びこれを含む製剤

(109) |  
| (172) |  
(略)

三十三 ~ 八十三 (略)

八十三の二 | ピロカテコール及びこれを含む製剤

八十三の三 (略)

八十四 ~ 百九 (略)

2  
(略)

(80) |  
| (106) |  
(略)

(新設)

(107) |  
| (170) |  
(略)

三十三 ~ 八十三 (略)

(新設)

八十三の二 (略)

八十四 ~ 百九 (略)

2  
(略)